

決済サービス会員規約 新旧対照表
2025年6月26日改定

下線は変更部分

決済サービス会員規約	
現行	改定後
決済サービス会員規約 第1章【総則】 第1条～第20条 (記載省略)	決済サービス会員規約 第1章【総則】 第1条～第20条 (現行どおり)
第2章【プリペイドバリュー】 第21条～第25条 (記載省略)	第2章【プリペイドバリュー】 第21条～第25条 (現行どおり)
第3章【会員サイト・会員アプリサービス】 第26条～第40条 (記載省略)	第3章【会員サイト・会員アプリサービス】 第26条～第40条 (現行どおり)
第4章【不正利用等による補償】 第41条 (記載省略)	第4章【不正利用等による補償】 第41条 (現行どおり)
第5章【一般条項】 第42条～第48条 (記載省略)	第5章【一般条項】 第42条～第48条 (現行どおり)
第6章【リアルカードに関する事項】 第49条～第54条 (記載省略)	第6章【リアルカードに関する事項】 第49条～第54条 (現行どおり)
第7章【資金移動(現金バリュー)サービス】 第55条～第61条 (記載省略)	第7章【資金移動(現金バリュー)サービス】 第55条～第61条 (現行どおり)
第62条 1.~5. (記載省略)	<p>第62条 1.~5. (現行どおり)</p> <p>6. <u>資金移動サービスを利用することができる会員(以下、本条において「譲渡人」という)が、資金移動サービスを利用することができない会員(以下、本条において「受取人」という)に対して現金バリューを送付したときは譲渡人は当該現金バリューに代えてプリペイドバリューを送付します。この場合、譲渡人は、現金バリューの送付手続きが完了したと同時にほかの何らの意思表示を必要とすることなく送付する現金バリューをもって同額のプリペイドバリューを購入し、プリペイドバリューを送付したものとみなします。なお、当社または受取人の事情により、受取人がプリペイドバリューを受領できなかった場合、譲渡人によるプリペイドバリューの購入および現金バリューの送付にかかる手続きは取り消されたものとみなします。</u></p>

決済サービス会員規約	
現行	改定後
決済サービスにおける個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供・預託)に関する同意条項 第1条～第10条 (記載省略)	決済サービスにおける個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供・預託)に関する同意条項 第1条～第10条 (現行どおり)

以上